

中山間地域の地域づくり支援について

令和6年11月

農林水産省 近畿農政局

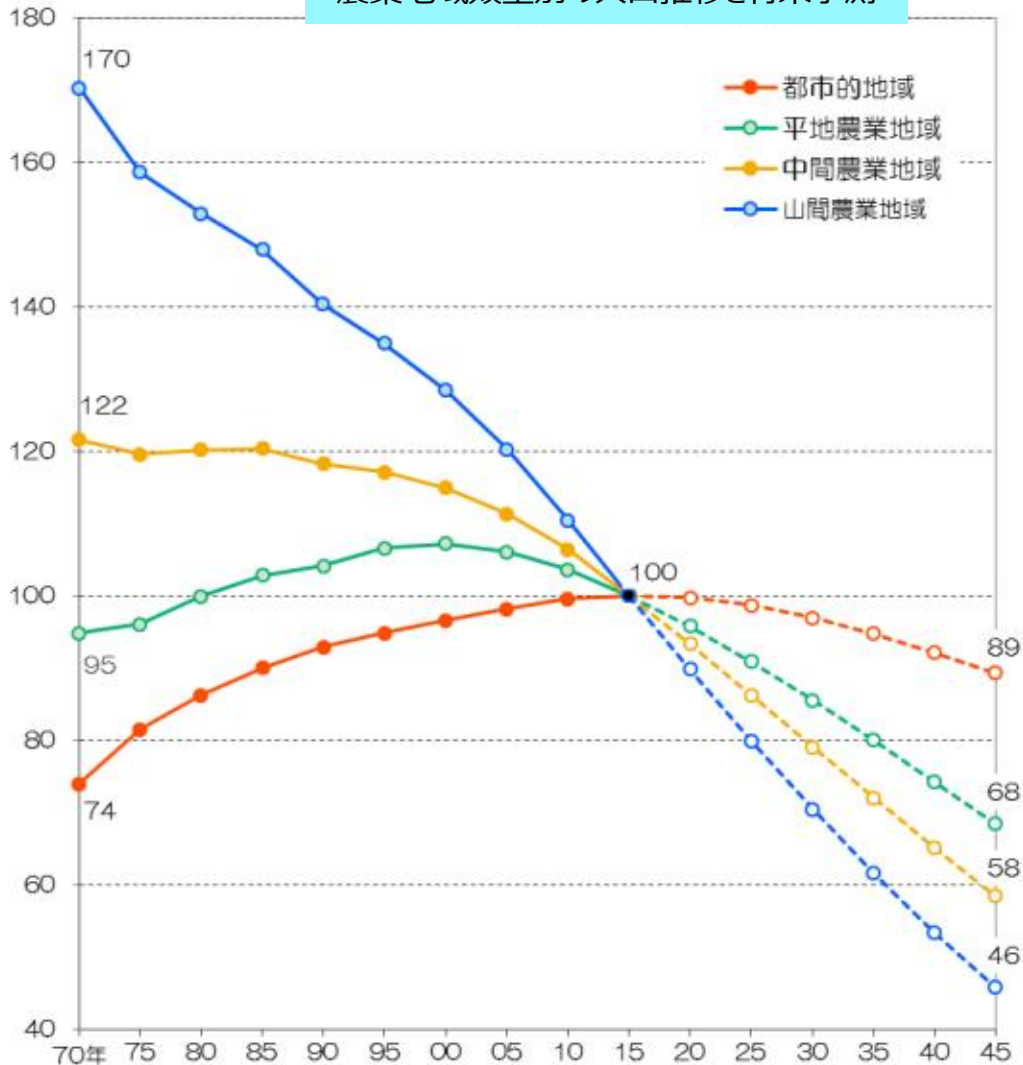
農村における人口減少・高齢化①

○ 人口減少の進行は農業地域類型間で大きな差。人口減少に転じた時期が早い山間農業地域では1970年以降一貫した減少。今後も更に人口減少が進むと見込まれる。

○ 2015～45年の30年間で山間農業地域の人口は半減し、過半が65歳以上の高齢者になると見込まれる。

(指数：2015年=100)

農業地域類型別の人口推移と将来予測



農業地域類型別の人口推計結果

| | | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実数 (万人) | 全 国 | 12,709 | 12,532 | 12,254 | 11,913 | 11,522 | 11,092 | 10,642 |
| | 都市的地域 | 10,263 | 10,237 | 10,122 | 9,945 | 9,718 | 9,451 | 9,160 |
| | 平地農業地域 | 970 | 929 | 881 | 829 | 776 | 720 | 663 |
| | 中間農業地域 | 1,133 | 1,057 | 977 | 896 | 816 | 737 | 662 |
| | 山間農業地域 | 344 | 309 | 275 | 242 | 212 | 183 | 157 |
| 指 数 (2015年 =100.0) | 全 国 | 100.0 | 98.6 | 96.4 | 93.7 | 90.7 | 87.3 | 83.7 |
| | 都市的地域 | 100.0 | 99.8 | 98.6 | 96.9 | 94.7 | 92.1 | 89.3 |
| | 平地農業地域 | 100.0 | 95.8 | 90.9 | 85.5 | 80.0 | 74.2 | 68.4 |
| | 中間農業地域 | 100.0 | 93.3 | 86.2 | 79.1 | 72.0 | 65.1 | 58.4 |
| | 山間農業地域 | 100.0 | 89.8 | 79.9 | 70.4 | 61.6 | 53.3 | 45.8 |
| 増 減 率 (%) | 全 国 | | ▲ 1.4 | ▲ 2.2 | ▲ 2.8 | ▲ 3.3 | ▲ 3.7 | ▲ 4.1 |
| | 都市的地域 | | ▲ 0.2 | ▲ 1.1 | ▲ 1.7 | ▲ 2.3 | ▲ 2.7 | ▲ 3.1 |
| | 平地農業地域 | | ▲ 4.2 | ▲ 5.1 | ▲ 5.8 | ▲ 6.5 | ▲ 7.2 | ▲ 7.8 |
| | 中間農業地域 | | ▲ 6.7 | ▲ 7.6 | ▲ 8.3 | ▲ 8.9 | ▲ 9.6 | ▲ 10.3 |
| | 山間農業地域 | | ▲ 10.2 | ▲ 11.1 | ▲ 11.8 | ▲ 12.6 | ▲ 13.4 | ▲ 14.1 |
| 65歳以上 人口比率 (%) | 全 国 | 26.6 | 28.9 | 30.0 | 31.2 | 32.8 | 35.3 | 36.8 |
| | 都市的地域 | 25.2 | 27.3 | 28.2 | 29.4 | 31.2 | 33.8 | 35.3 |
| | 平地農業地域 | 29.4 | 33.0 | 35.4 | 37.1 | 38.7 | 41.2 | 43.3 |
| | 中間農業地域 | 33.2 | 36.8 | 39.2 | 41.0 | 42.5 | 45.0 | 46.9 |
| | 山間農業地域 | 38.5 | 42.5 | 45.4 | 47.5 | 49.2 | 51.7 | 53.7 |

注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値による。

2) 農業地域類型は2000年時点の市町村を基準とし、2007年4月のコードを用いて集計した。

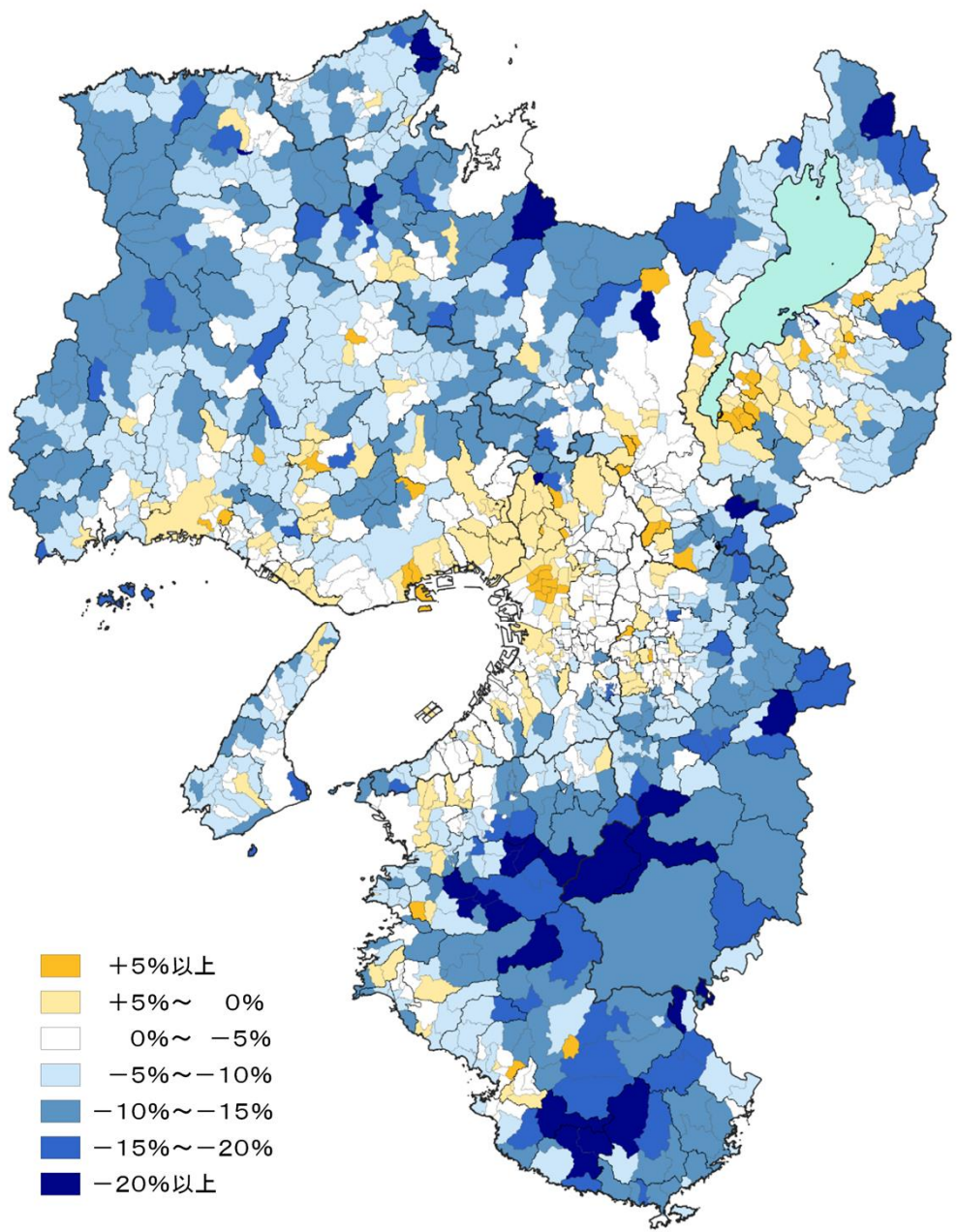
注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(2019年8月)

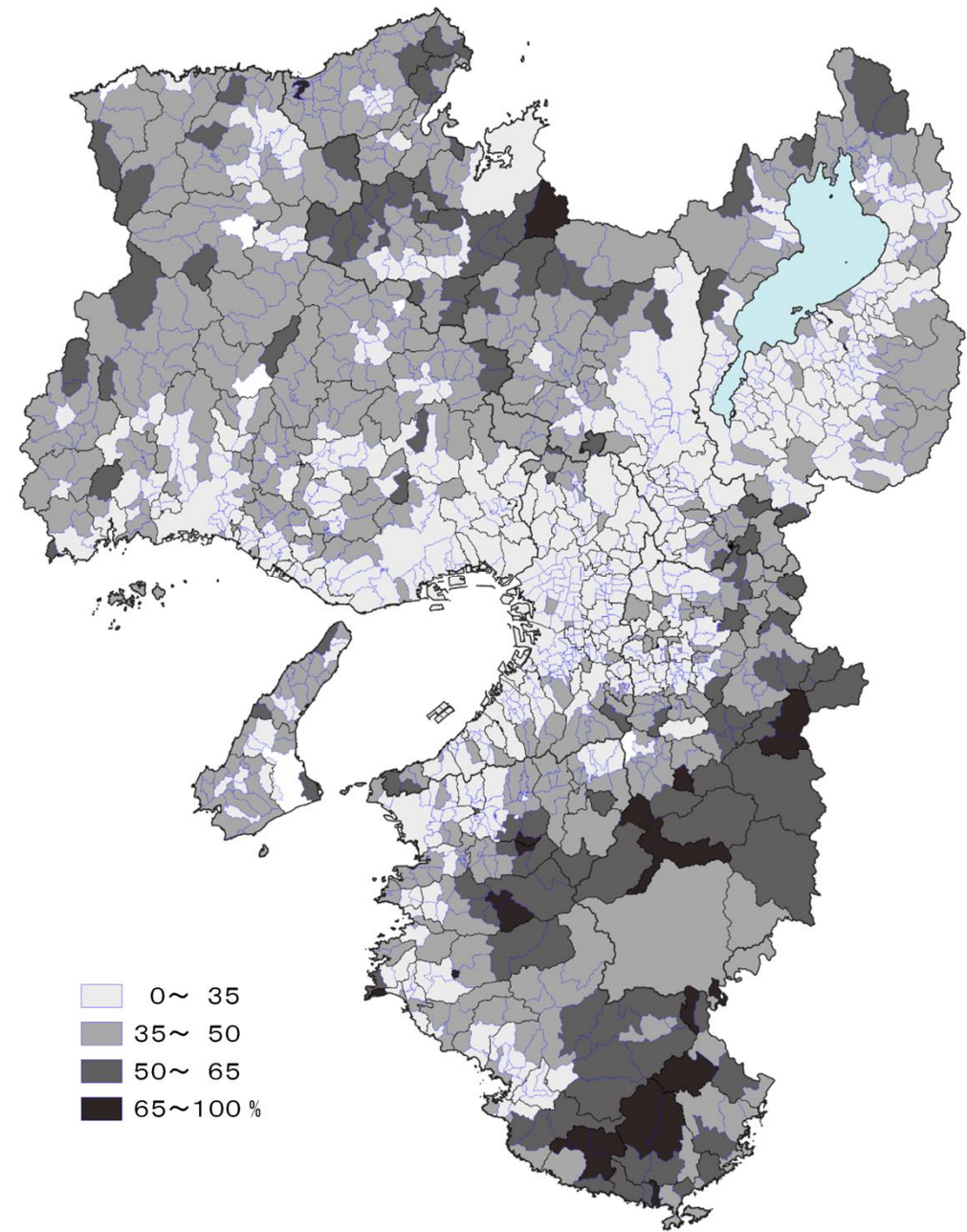
(参考) 近畿の人口減少・高齢化の状況

過去5年間の総人口増減率 (令和2年:旧市町村別)



資料: 地域の農業を見て・知って・活かすDB (国勢調査 2015年、2020年)
 ※総人口減少率 = (R2総人口 - H27総人口) ÷ H27総人口 × 100

総人口に占める65歳以上の人口の割合(令和2年:旧市町村別)

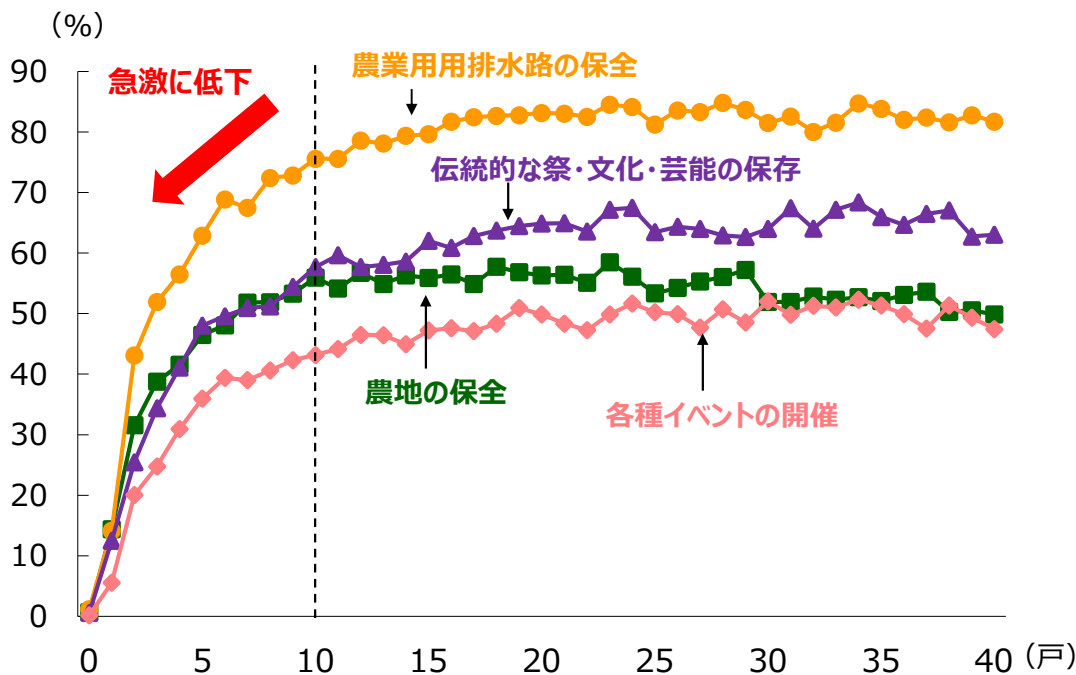


資料: 地域の農業を見て・知って・活かすDB (国勢調査 2020年)
 ※高齢率 = R2 65歳以上の総人口 (年齢不詳を除く) ÷ R2総人口 × 100

農村における人口減少・高齢化②

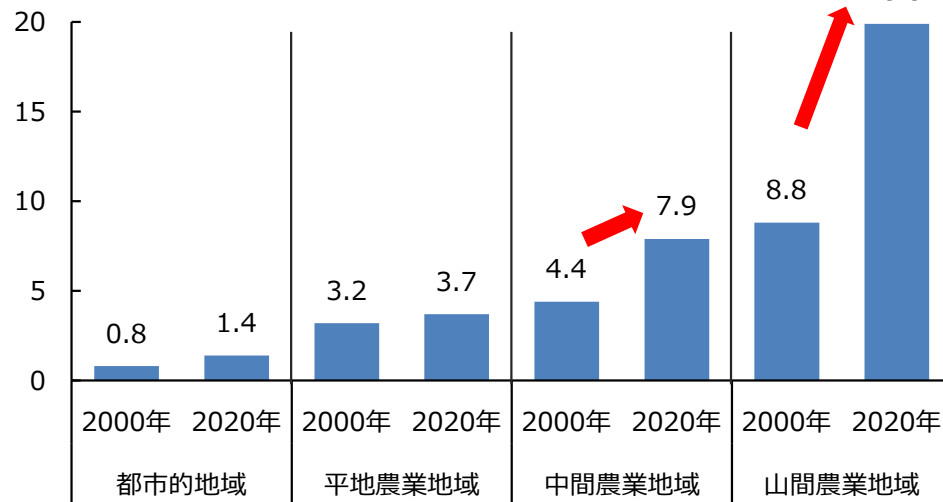
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても**9戸以下の農業集落**（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、**今後も増加することが予測される**。
- **集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下**する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

集落活動の実施率と総戸数の関係



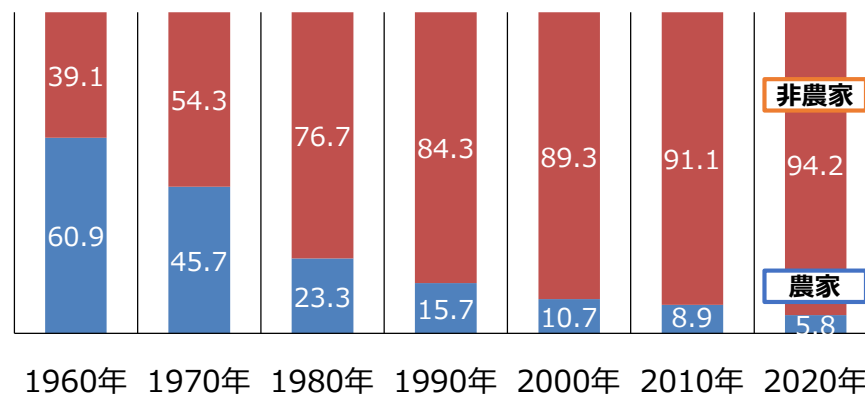
資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」
(2018年12月)

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

1 農業集落当たりの農家率



資料：農林水産省「農林業センサス」

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織(農村RMO)のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農村型地域運営組織（農村RMO）※1

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンその他、農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン
（地域住民の共通認識）

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業） 農村RMOモデル形成支援

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

事業要件等

事業内容：中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：複数集落※を含む地域協議会
※集落の単位は、農林業センサスの農業集落

交付率（上限）：定額（1,000万円(年基準額)×事業年数)

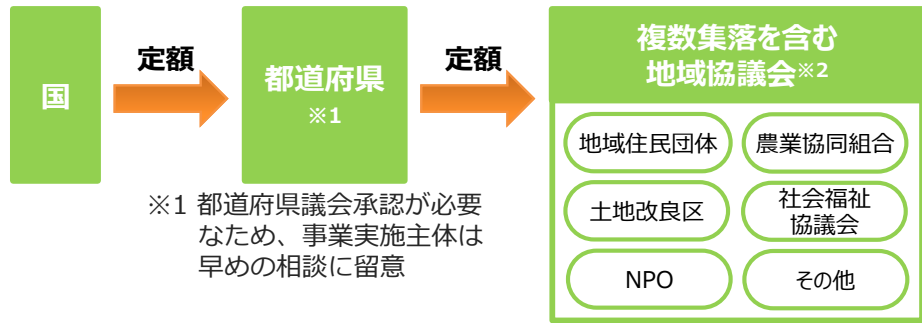
実施期間：最大3年間

交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、土地基盤・機械・施設等整備費
(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)※

※事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認

事業の流れ



取組内容

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を推進。（デジタル技術活用は必須条件ではない）

将来ビジョンの作成（地域の話合いにより共通認識を醸成）

※将来ビジョンは、事業初年度に策定する。なお、既に同様なものが策定されている場合は、それを活用することも可



【集落点検で現状を確認】



【アンケートで意向を把握】



【ワークショップで合意形成】

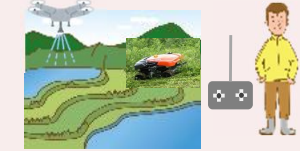
農用地保全に関する取組（持続的な農用地の保全）



【棚田の保全や景観保全】



【遊休農地の解消】



【スマート農業導入を検討】

地域資源活用に関する取組（農産物を含む地域資源の活用）



【直売所等での販売】



【特産品の試作】



【インターネットを活用した販路拡大】

生活支援に関する取組（農村地域における生活支援）

※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全に関する取組や地域資源活用に関する取組と関連した取組であること



【集出荷と併せた買い物支援】



【貨客混載（農作物）】



【テレビ画面で買い物支援】